

令和5年度の車輪脱落事故防止 対策取組状況について

東北地域事業用大型車の
車輪脱落事故防止協議会
事務局

令和6年1月15日



1. 日常点検等に係る運転者指導教育の徹底
2. 「走る前、左後輪点検キャンペーン」の実施
3. ホイール・ボルト及びホイール・ナットの点検に係る指導・啓発
4. 運輸支局長による運送事業者の日常点検実施状況の視察
5. 自動車事故報告規則に基づく報告の周知徹底
6. ホイール・ナット緩みインジケータの普及拡大
7. その他取り組み状況
 - (1) 事故防止会議等の開催状況
 - (2) 事故防止対策に係る助成事業
 - (3) その他

1. 日常点検等に係る運転者指導教育の徹底

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

《実施事項》

1. 自動車運送事業者は、定期的な指導教育の場において、大型車の運転者を対象に、各県トラック協会ホームページで公開中の「走る前、左後輪点検キャンペーン」に係る啓発動画、国土交通省YouTubeチャンネルで公開中の「適切なタイヤ保守管理作業手順」及び「適切なタイヤ脱着作業手順」の動画等を用いて車輪脱落事故防止に係る日常点検及び「走る前、左後輪点検」の実施方法について指導する。
2. 特に、タイヤ交換後の車両にあっては、交換後2月間を強化月間として、「ディスク・ホイールの取付」に係る日常点検結果及び実施状況を重点的に確認する。
3. 会報、ホームページ等において強化月間であることを広報する。

【各県トラック協会】

- ・ 会員事業者に対し取組を要請。
- ・ 会報、ホームページにおいて広報実施。

【参考】岩手県トラック協会HP

岩手県トラック協会 TOP 岩ト協について 会員の皆様へ リクルート テレビCM 助成制度 表彰制度 災害ハザードマップ

新着情報 ～岩ト協関係～

TOP / 新着情報 ～岩ト協関係～ / (東北運輸局) 令和5年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施について

(東北運輸局) 令和5年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施について

2023年10月25日 2023年10月25日 lwate Trucking Association

令和4年度に発生した東北運輸局管内の大型車（車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス）の車輪脱落事故発生件数は、過去最高を記録し、全運輸局別発生件数もワースト1に状況となっております。この状況を踏まえ、東北運輸局では10月から2月末までの5ヶ月間を「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」として各種取り組みを実施することとなりました。

つきましては、大型車を保有する会員事業者の皆様は、令和4年度の車輪脱落事故発生状況を踏まえ、下記案内文書に記載されている取り組みを実施いただきますようお願い致します。

【発出文書】令和5年度「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」の実施について [ダウンロード](#)

また、上記案内文書に記載しております関係資料等は、以下に掲載いたします。

【東北運輸局】

- ・ 管内運輸支局に対し取組を指示。管内運輸支局より取組を要請。
- ・ ホームページ、X（旧Twitter）において広報実施
- ・ 報道発表
- ・ URL：<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jg/jg-sub85.html>

【参考】

報道発表 (令和5年9月29日)



1. 日常点検等に係る運転者指導教育の徹底

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

《実施時期》

- 定期的な指導教育：10月～12月のできるだけ早い時期（最低1回実施）
- 広報：10月～12月の間、毎月

※年末年始の輸送等に関する安全総点検（以下、「総点検」）の重点点検事項として自主点検表にて点検・報告を求めることにより実施状況を調査。

【東北運輸局】

「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の自主点検表に東北運輸局独自の点検項目を追加。

実施結果は1月末までに集計。

※自主点検表（トラック）抜粋

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(4)	車両総重量8トン以上の自動車の運転者に対し「走る前、左後輪点検キャンペーン」啓発動画等を活用した事故防止にかかる指導監督を実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。		

【啓発動画】

○「適切なタイヤ脱着作業手順」



○「適切なタイヤ保守管理作業手順」



○「走る前、左後輪点検キャンペーン」



2. 「走る前、左後輪点検キャンペーン」の実施

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

《実施事項》

- 各県トラック協会会員事業者に所属する運転者を対象に、乗車する前の左後輪確認を徹底するためのキャンペーンを展開する。
- 大型車を保有する各県トラック協会会員事業者に標語ステッカーを配布し、乗車時に運転者が目にする位置に標語ステッカーを貼付することにより運転者の点検漏れ防止を図る。

【東北運輸局】

- ・管内運輸支局に対し取組を指示。管内運輸支局より取組を要請。
- ・ホームページにおいて啓発（動画掲載）

【各県トラック協会】

○東北トラック協会

- ・啓発ステッカーを追加作成（各 6,000枚）
- ・各県トラック協会に配布（各県各 1,000枚）



○啓発動画をHPへ掲載

【参考】宮城県トラック協会HP



2. 「走る前、左後輪点検キャンペーン」の実施

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

《実施時期》

➢ステッカーの追加作成（9月～）・配布（9月～2月）

➢キャンペーン（10月～2月）

※総点検の重点点検事項として自主点検表にて点検・報告を求めることにより実施状況を調査。

【東北運輸局】

「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の自主点検表に東北運輸局独自の点検項目を追加。
実施結果は1月末までに集計。

※自主点検表（トラック）抜粋

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(9)	車両総重量8トン以上の自動車について、左後輪の点検を促すステッカー貼付等の取り組みを実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。 (貼付例) 		

3. ホイール・ボルト及びホイール・ナットの点検に係る指導・啓発

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

《実施事項》

- 「お・ち・な・い」のチラシによる周知、啓発。
- 会報、ホームページ等による周知、啓発。

《実施時期》

- 令和5年度キャンペーンに合わせて実施。（10月～2月）

【東北運輸局】

○街頭点検の実施

（主な参加団体）

各県自動車整備振興会、各県トラック協会、（独）自動車技術総合機構、所轄警察署

（実施結果）

- ・ 青森：令和 5年11月16日（青森市） 点検台数：29台（うち著しい緩み：0台）
- ・ 岩手：令和 5年11月 1日（雫石町） 点検台数：10台（うち著しい緩み：1台）
- ・ 秋田：令和 5年10月 2日（二ツ井町） 点検台数： 8台（うち著しい緩み：0台）
- ・ 宮城：令和 5年10月18日（登米市） 点検台数：13台（うち著しい緩み：2台）
- ・ 山形：令和 5年11月21日（東根市） 点検台数：26台（うち著しい緩み：2台）
（運輸局、宮城合同実施）
- ・ 福島：令和 5年10月10日（国見町） 点検台数：10台（うち著しい緩み：1台）



【山形県東根市】

○ポスター・チラシ等による啓発

- 整備管理者選任後研修・自家用整備管理者講習における啓発

- ・ 青森： 7回 728名 ・ 岩手： 8回 1,171名
- ・ 秋田： 4回 248名 ・ 宮城： 3回 372名
- ・ 山形： 6回 445名 ・ 福島： 4回 328名

- 会報・ホームページに掲載



【宮城運輸支局】



【青森運輸支局】

4. 運輸支局長による運送事業者の日常点検実施状況の視察

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

《実施事項》

- 日常点検の実施内容の視察とともに、「日常点検の指導教育の徹底」及び「走る前左後輪点検キャンペーン」の実施状況を確認する。
- 実施にあたっては、運輸支局毎にプレスを行う。

《実施時期》

- 視察は、「走る前、左後輪点検キャンペーン」を開始するタイミングで実施する。
なお、年末年始の輸送等に関する安全総点検と同時に実施することもできる。

【東北運輸局】

○日常点検の実施内容の視察

- ・ 青森：令和 5年12月11日
青森市企業局交通部 東部営業所（総点検査察）
- ・ 岩手：令和 5年12月11日
北海道東北名鉄運輸株式会社 盛岡支店（総点検査察）
- ・ 秋田：令和 5年12月11日
日本通運株式会社 秋田自動車営業所（総点検査察）
- ・ 宮城：令和 5年12月11日
仙台運送株式会社 仙台営業所（総点検査察）
- ・ 山形：令和 5年12月11日
第一貨物株式会社 山形支店（総点検査察）
- ・ 福島：令和 5年12月11日
福島交通株式会社 福島支店（総点検査察）

東北運輸局が年末年始の安全点検 岩手・矢巾町の運送会社で事故防止を呼びかけ



2023年12月11日(月) 19:00

【IBC岩手放送 Web記事】

6. ホイール・ナット緩みインジケータの普及拡大

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

《実施事項》

- インジケータの効果を広く周知するため、協力事業者を選定し、装着の効果を検証する。

《実施方法》

- 検証は、原則、協力事業者の営業所に配置されている全ての大型車の左後輪にインジケータを装着することにより行う。
- インジケータと共にアンケート用紙を配布し、令和6年1月末時点の結果（効果）を分析する。

【東北運輸局】

- ・管内運輸支局と各県トラック協会が連携し、効果検証を実施。

連結式ナット回転指示インジケータ

ホイールナットの緩み 一目瞭然

防ごう！大型車の車輪脱落事故

国土交通省は、ホイールナットの緩み防止のため「自動車の点検及び整備に関する手引き」の一部改正し、ホイールナットメーカー等[※]を活用した新たな点検手法を導入しました。
※「連結式ナット回転指示インジケータ」は、国土交通省が使用している名称であり、国土交通省が「ホイールナットメーカー」と登録しているものに限ります。

正常



変形



ホイールナットの緩みがひと目でわかる！

高精度点検が誰でも可能に！

日常点検の負担を軽減！

締め付けが弱いとナットが回転しインジケータが変形。
装着するだけで、点検経験が少ない人でも安心です。
目で点検。微かな打音を何度も聞き分ける必要がありません。

インジケータを正しく安全にご使用いただくために

○装着前

1. トルクレンチなどを使用してホイールナットの締付け状態を確認します。
2. 装着前に必ずホイールナット表面の清掃をお願いします。
油分等が付着しているとインジケータが抜け出す可能性があります。
3. ホイールナットキャップが装着されたままのインジケータの装着はできません。

○装着時

1. 一輪内の全てのホイールナットに、数字の9と6の形になるように装着します。
2. インジケータを降り合う二つのホイールナットが連絡されるように装着します。
3. インジケータのリング部を強くリング部が変形しないように取り付けます。[※]
4. インジケータをナット端面より奥に押し込みます。
※ ハブのリングにインジケータが接触する場合は、リング部の変形が大きいように取り付けます。

リング部



ナットを連結



逆の取付



大型車メーカー4社のお近くの販売店でお買い求めください。 [画面に続く](#)

インジケータの使用方法和注意点

○取付位置

1508車仕様の場合の注意点は

いすゞ	日野
● 図の赤い部分（ハブのリップとホイールナットが同じ位置）を起点とする。 ● 時計回り（逆）の順序で取り付ける。[※]	● 図の赤い部分（ハブのリップとホイールナットが同じ位置）を起点とする。 ● 点検時（逆）の順序で取り付ける。[※]
三葉ふそう 3ヶ所のみ装着可 [※]	UDトラックス 組合せを選んで装着 [※]

※1 ハブのリップに付く部分に、インジケータのリング部を正確に装着する。/※2 全ての部位にインジケータを取り付けられない場合は、最大限に取り付ける。/※3 点検時に「図」の位置は、ハブのリップが変形するのを防ぐため取り付けない場合があります。

○使用方法

1. ホイールが正しく取り付けられているかナットの締め点検を行った後、1508車仕様の1輪あたり1箇所、1508車仕様の1輪あたり4箇所（点検時）に取り付ける。（取付時：時計回り）
2. ホイールを取り付けた後50～100km走行を想定に行き、締めや3ヶ所点検でのナット締め点検（締め締めと逆）、またその他の点検でホイールを取り付けた場合は、インジケータも一箇所取り外す。
3. その後、ホイールを取り付けた後、1の状態で再びインジケータを取り付ける。（再確認）

※ 早期発見のため、国土交通省の検定で検定事業者認定を受けた検定工場（検定工場）に設置することをお勧めしていますが、全ての車輪に設置することもできます。大型車メーカー4社の点検点検で点検工場に設置してください。

○確認方法

ナットが緩んでくると回転してインジケータが変形することでナットの緩みを目視確認できます。



○取外し時

1. 図の赤い部分（リングの左右）を持ち、上下小刻みに揺らすしながら引き抜きます。
2. 片方のリングが外れたらもう片方のリングも同様に外します。

※ 強く引き抜かない場合は、ホイールナットキャップが外れる可能性があります。

○注意点

1. インジケータは検定工場での使用期間を1年とします。
2. 日常の点検点検の際

- インジケータが変形した場合は、交換が必要です。
- 点検時（逆）の順序で取り付ける。点検時（逆）の順序で取り付ける。
- 点検時（逆）の順序で取り付ける。点検時（逆）の順序で取り付ける。
- 点検時（逆）の順序で取り付ける。点検時（逆）の順序で取り付ける。
- 点検時（逆）の順序で取り付ける。点検時（逆）の順序で取り付ける。

この点検用具は、あくまで補助用具です。検定工場を通じて日常の点検・整備の実施をお願いします。

一般社団法人 日本自動車工業会
いすゞ自動車株式会社 日野自動車株式会社 三井自動車株式会社 三菱自動車株式会社 リョウテック株式会社

7. その他取り組み状況 (1) 事故防止会議等の開催状況

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

➤青森県：

- ・ 交通対策・労務厚生委員会（令和5年12月12日）
- ・ 事故防止安全大会（令和5年12月12日）
- ・ 車輪脱落事故防止セミナー（令和5年9月14日、10月16日）
※ブリヂストンタイヤサービス東日本(株)

➤岩手県：

- ・ 事故防止・労働災害防止安全大会（令和5年7月5日）
- ・ 第2回交通・環境委員会（令和5年10月20日）
- ・ 年末安全点検パトロール（令和5年12月初旬）
- ・ 緊急『事故防止決起大会』（令和5年12月19日）

➤秋田県：

- ・ 令和5年度 緊急事故防止大会（令和5年12月19日）
- ・ ブリヂストンタイヤソリューションジャパン(株)の協力の下、脱落発生の原因や対策について学ぶ「車輪脱落事故防止セミナー」を県内3カ所にて開催。
（県央 9/7、県北 9/8、県南 9/14 計 40名受講）

➤宮城県：

- 交通・環境対策委員会（令和5年7月6日）
- 交通・労災事故防止・飲酒運転根絶総決起大会（令和5年10月27日）
- 緊急事故防止決起大会（令和5年12月18日）
- 車輪脱落事故防止研修会（9～10月 県内6会場）

➤山形県：

- 交通事故・絶滅総決起大会
（令和5年7月24日(庄内支部)，28日(置賜支部)，11月2日(内陸支部)）
- 日常点検・車輪脱落研修会（令和5年10月14日(3支部合同)）

➤福島県：

- 飲酒運転撲滅並びに交通事故防止決起大会（令和5年12月8日）
- 事故防止講習会（令和5年9月13日，14日，15日，27日，28日，10月3日）
※ブリヂストンタイヤソリューションジャパン(株)
※動画をHPに掲載（令和5年11月7日）

7. その他取り組み状況 (2)事故防止対策に係る助成事業

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

- 青森県：
 - ・大型車両用トルクレンチ 購入費助成1/2（全ト協助成上限3万円）
- 岩手県：
 - ・大型車両用トルクレンチ 購入費助成1/2（全ト協助成含む上限5万円）
 - ・インジケーター、ラインマーカー、ゼイフティラグロック 購入費助成1/2（上限5万円）
- 秋田県：
 - ・大型車両用トルクレンチ 購入費助成1/2（全ト協助成含む上限5万円）
- 宮城県：
 - ・大型車両用トルクレンチ 購入費助成1/2（全ト協助成含む上限5万円）
- 山形県：
 - ・インジケーター購入補助
- 福島県：
 - ・大型車両用トルクレンチ 購入費助成1/2（全ト協助成含む上限7万円）

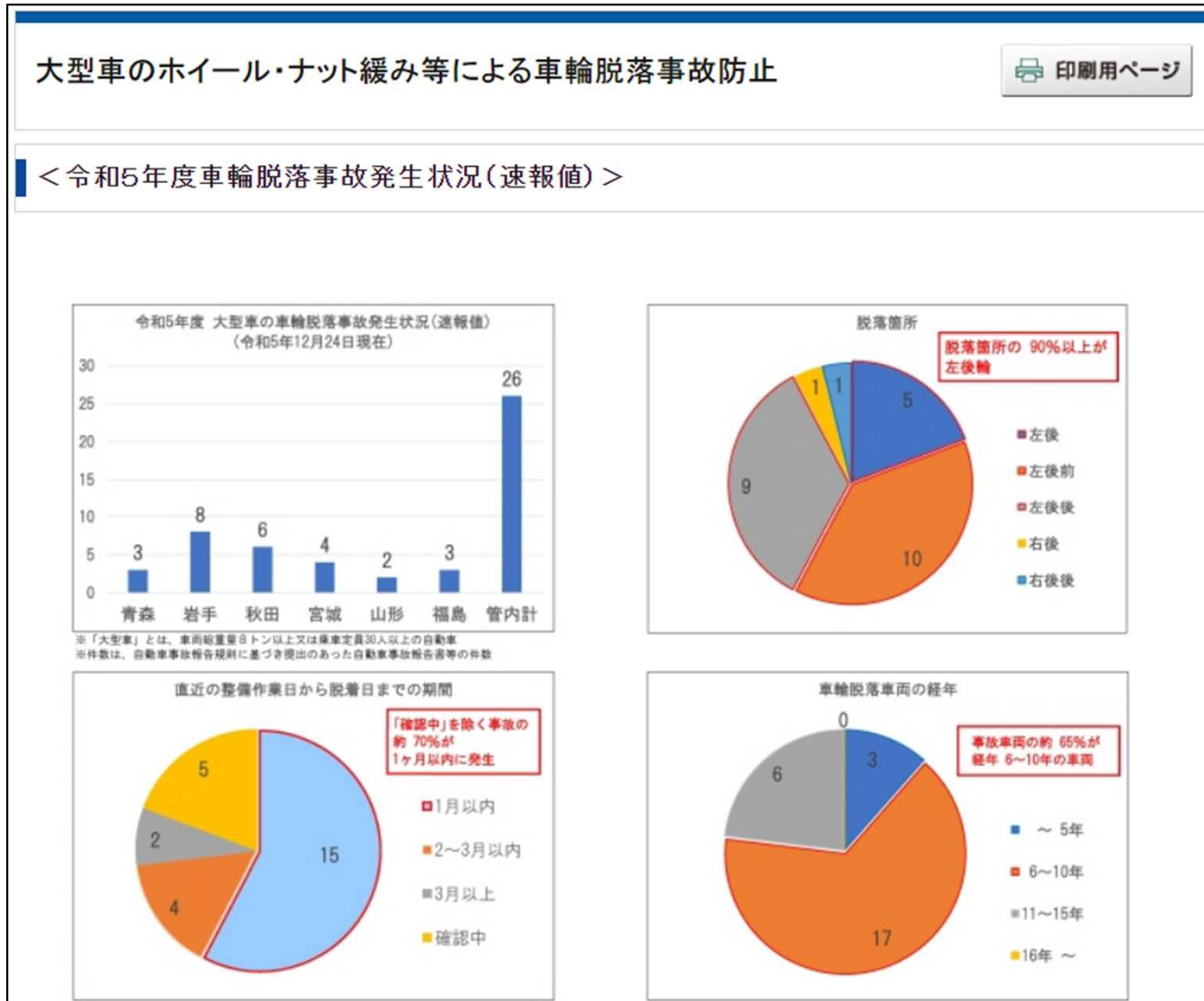
【補足】 ➤全国共通

- ・全ト協による大型車両用トルクレンチ（600N・m以上）購入費助成
※購入費の1/2（1事業所につき1本/3万円上限）

7. その他取り組み状況 (3)その他

【東北運輸局】

➤発生状況（速報値）をHPへ掲載（令和5年12月20日以降随時更新）



○「整備管理者制度の運用について」の一部改正（令和5年10月）

1. 改正の背景

依然として多発している大型車の車輪脱落事故に係る発生要因の調査・分析とさらなる事故防止対策を検討するため、令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において各種調査や実証実験の結果を踏まえて検討を行い、令和4年12月に取りまとめた「中間取りまとめ」において、整備管理者権限の明確化や整備管理者に対する指導強化が提言され、これを受けて「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年自動車交通局長通達（国自整第216号））について所用の改正を行いました。

【国土交通省HP】

URL：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/inspection.html>

2. 主な改正内容（抜粋）

○ 整備管理者の解任命令に大型車の車輪脱落事故を追加

- （3） 大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、**過去3年以内に同事故が発生していた場合**（自動車運送事業者にあつては、行政処分等の基準における、「ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの」の再違反の適用を受ける場合。自動車運送事業者以外にあつては、同処分基準を適用する場合と同等と認められる場合。）

【参考】行政処分等の基準(抜粋)※令和5年10月1日以降に発生したものから適用。

違反行為		基準日車等	
適用条項	事 項	初違反	再違反
安全規則第3条の3 (車両法第40～43条、 第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両等 1～3 （略） 4 ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの(注)	20日車	40日車
	(注) ・ <u>車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていたことの証明があった場合を除く。</u> ・ 車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。		

○ 整備管理者の業務及び役割に以下を明記（大型車を保有する場合は必須）

- ・ タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関し、タイヤ脱着時の作業管理表等を用いるなどして適切に実施すること又は整備工場等を実施させること
- ・ タイヤ脱着作業に関する自家整備作業要領を定めること（タイヤ脱着時の作業管理表において適切に実施出来る場合は当該作業管理表を実施要領としても良い）

【参考】「整備管理者制度の運用について」（抜粋）※赤字は改正部分

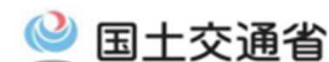
新（抜粋）	旧（抜粋）
1-2. 整備管理者の業務及び役割 ・ 上記以外の随時必要な点検や適切なタイヤ脱着作業についてそれを実施すること又は整備工場等を実施させること ・ 点検整備記録簿、タイヤ脱着時の作業管理表（大型車）その他の記録簿を管理すること ②点検整備記録簿やタイヤ脱着時の作業管理表等の写し、又は電子的記録簿等のこれらと同等と認められるものを営業所において保存すること。	1-2. 整備管理者の業務及び役割 ・ 上記以外の随時必要な点検についてそれを実施すること又は整備工場等を実施させること ・ 点検整備記録簿その他の記録簿を管理すること ②点検整備記録簿の写し又は電子的記録簿等のこれらと同等と認められるものを営業所において保存すること。
1-3. 整備管理規程について（前略） また、整備管理規程は、タイヤ脱着作業等の自家整備作業についても可能な限り具体的に記述されていることが必要であり、規則第32条第1項各号に掲げる事項を形式的に記載することで事足れりとするものないよう特に留意されたい。（後略）	1-3. 整備管理規程について（前略） また、整備管理規程は、可能な限り具体的に記述されていることが必要であり、規則第32条第1項各号に掲げる事項を形式的に記載することで事足れりとするものないよう特に留意されたい。（後略）

【参考】大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会

東北地域事業用大型車の車輪脱落事故防止協議会

第5回（2023. 9. 21）資料2-1「中間とりまとめをうけた事故防止対策の進捗状況について」より

大型車の車輪脱落事故防止対策について



「大型車の車輪脱落事故に係る調査・分析検討会」中間取りまとめ(R4.12)における車輪脱落事故防止対策の進捗状況

	項目	対応状況(R5.9.21時点)
短期的 対策	適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関する周知・啓発	● 措置済(R4.10緊急点検を実施)
	動画を活用した作業手順の啓発	● 措置済(R4.9適切な作業手順を解説した啓発動画の作成)
	車輪脱落事故防止キャンペーンの継続的实施	● 継続実施中(今年度はR5.10から実施予定)
	適切なタイヤ脱着作業や保守管理のための講習会の開催	● 措置済(R4.9からトラック協会等と連携して実施中)
	車輪脱落事故防止対策の指導	● 措置済(R4.12から整備管理者研修でボルト実物の活用を開始)
	整備管理者管理権限の明確化	● 措置済(R4.5整備管理規程の様式に明記)
中長期的 対策	タイヤ脱着作業における適切な作業を徹底するための施策	● 車輪脱落事故防止キャンペーンを継続しつつ、今年度は新規ポスターの作成と、ナット配布による冬用タイヤ早期交換の推進を行う
	タイヤ脱着作業による人為的な作業ミスを防ぐためのハード対策	● 日本自動車工業会/大型4社で協調し取り組んだ基礎研究の結果、予兆検知システム見込みが期待できる手法であることが確認できた。2023年度からは、各社での技術開発に移行。
	劣化したホイール・ナットを排除するための施策	● 車輪脱落事故防止キャンペーンを継続しつつ、更なる施策については継続検討
	整備管理者に対する指導強化	● 一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した整備管理者に対する解任命令の導入(R5.10施行予定) ● 車輪脱落事故惹起事業者等の整備管理者に対する、実習も含めた整備管理者特別研修の新設